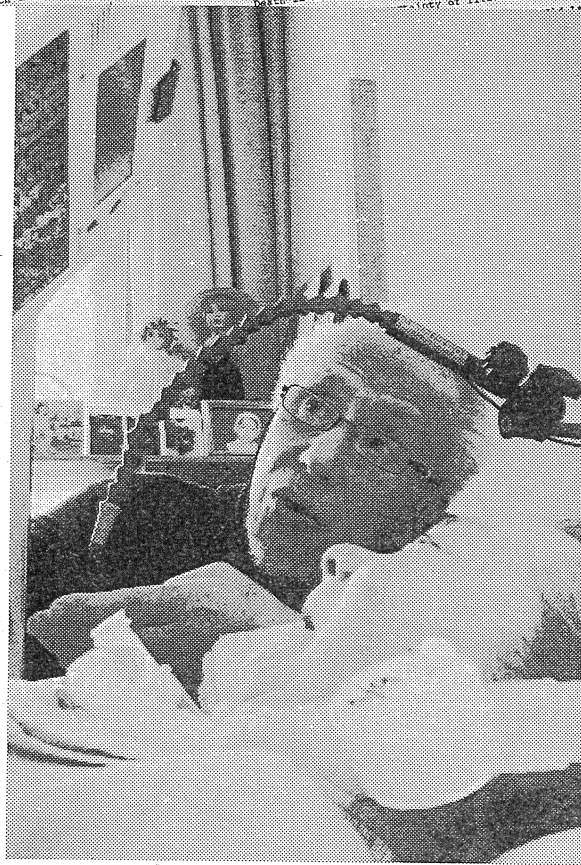


「人間らしい死を

選びたい

日本では殺人、外国では法制化 尊厳死の遺言「リビング・ウィル」の現実



不治の難病や回復の見込みがない重い障害に苦しむ人の中には、人工的な延命措置を拒否し、安らかな死を望む人が少なくない。世界各国では、尊厳死や安楽死の法制化が進んでいる。日本でも、尊厳死を取り巻く事情は変わりつつある。交通事故で、全身麻痺となった妻の介護を続ける男性のケースで考えたい。

ジャーナリスト 柳原三佳

プッシュー プッシュー
プッシュー プッシュー
静かな病室に、規則正しく、絶え間なく、人工呼吸器の音だけが響く。

富山市に住む松尾幸郎さん(74)は、自宅から10キロほど離れた病院に毎日通い、一日の大半を、入院中の妻、卷子さん(65)に寄り添って過ごしている。

卷子さんが突然の事故に遭ったのは4年前の7月1日。車を運転して帰宅途中、センターラインオーバーの対向車に衝突され、頸髄損傷、脳挫傷などの重傷を負った。救命措置で一命は取り留めたものの、全身麻痺という重い障害を負うことになった。

「あの日以来、女房は、話すことも、食べることも、寝返りをうつことも、手足を動かすこともできません。ベッドの上で仰向けになっただけで、人工呼吸器をつけ、胃瘻で胃に直接、栄養剤を注入しながら闘病生活を続けています。唯一、自分の意思で動かすことができる

まぶたの動きだけをたよりに、私が会話補助機を操作して、かろうじて意思疎通を図っているのです」

事故直後、医師から「命が助かっては植物状態は免れない」と言われた。それだけに、妻の意識が鮮明に戻ったことはありがたいと松尾さんは思う。しかし、目も見え、耳も聞こえ、周囲の会話も理解できているのに、自分の思いを思うまま言葉にすることができない、いわゆる「閉じ込め症候群」と呼ばれる状態で過ごす卷子さんの苦しみは、どれほどのものだろうか。

事故から3年近くが経過した昨春、卷子さんは会話補助機を使って、一度だけ松尾さんにこんな文字を綴ったことがあった。

「ころしてください」
「その言葉を見たときは、言葉に言い表せないほどのショックでした。事故後、女房は生きていて幸せだと思えたことがあったでしょうが、即死だったほうが彼女にとって幸せだったのでは

会話補助機で話をする松尾幸郎さん・卷子さん夫妻 (撮影・横浜大輔)。上は幸郎さんが米国で作った「リビング・ウィル」

なかったのか——。今もそんな思いに苛まれることがしばしばあるのです」

松尾さんには、特別な事情もある。仕事の関係で米国に長く暮らした松尾さんは、1992年、56歳のとき、自身の尊厳死を求める「リビング・ウィル」を作成していた。リビング・ウィルは「生きているときの意思」、つまり「尊厳死の遺言」だ。

ニューヨークの弁護士事務所で作成したその文書は、A4サイズ7枚。タイトルは「LIVING WILL AND HEALTH CARE PROXY」(生前の意思と命に関する代理委任)となっている。弁護士以外に2人の立会人がサイン。その後、正式に公正証書にしたという。

「リビング・ウィルの作成でいちばん大事なことは、本人がまだ頭のはっきりしているときに、万一のことを想定し、具体的に『こうした医療は受けない』という意思表示をしておくこと

です。例えば、延命のための人工呼吸器は拒否する、といった具合にです」(松尾さん)

次に大切なことは、自分の意識が鮮明でなくなったとき、判断を誰に任せるか優先順位を決め、代理人を指定しておくことだという。「私の場合は、まず妻、次に子供らの名前を明記しておきました。そしてさらに、延命措置の中止をしたときに『一切、医師の責任を問わない』といった免責の条

項を入れることが基本です。ここまで押さえておけば、医師も安心して実行することができるわけです」(同)

尊厳死について、米国やフランス、カナダ、オーストラリア、スペインなどは、国や州単位の法律で認めている。また、不文法として尊厳死が定着しているイギリスでも、改めて法制化の動きが出ているという。松尾さんは言う。「インターネットで調べたところ、米国民の41%が、

「尊厳死の宣言書」

私は、私の傷病が不治であり、且つ死が迫っている場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に次の要望を宣言いたします。

この宣言書は、私の精神が健全な状態にあるときに書いたものであります。

従って私の精神が健全な状態にあるときに私自身が破棄するか、または撤回する旨の文書を作成しない限り、有効であります。

- ①私の傷病が、現在の医学では不治の状態であり、既に死期が迫っていると診断された場合には徒に死期を引き延ばすための延命措置は一切お断りいたします。
- ②但しこの場合、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施してください。そのため、たとえば麻薬などの副作用で死ぬ時期が早まったとしても、一向に構いません。
- ③私が数カ月以上にわたって、いわゆる植物状態に陥った時は、一切の生命維持措置を取りやめてください。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たして下さった方々に深く感謝申し上げますとともに、その方々が私の要望に従って下さった行為一切の責任は私自身にあることを附記いたします。

リビング・ウィルを作成しているそうです。また、昨年7月には、オバマ大統領が、「自分も妻もリビング・ウィルを持っている。より多くの人が持つことを勧め」と発表したそうです。現実問題として、米国では延命治療に高額な医療費がかかるため、保険などが完璧であるか、よほどの大金持ちでない限り、患者の家族はたちまち困窮してしま

う場合があるのです」一方、日本では、議員連盟が立ち上げられて議論されてきたが、法制化に至っていない。そして、延命措置の中止をめぐるさまざまな事件が起こり、切実な社会問題となっている。

記憶に新しいのは、末期患者の人工呼吸器を外した2人の医師が殺人容疑で書類送検された富山の射水市民病院事件だ。結果的に医師は不起訴となったが、全国の医療機関を動揺させた。家族間でも尊厳死をめぐる事件が起きている。

04年8月、全身が動かな

くなる筋萎縮性側索硬化症(ALS)という難病を患っていた長男(当時40)の苦しみを見かねて、人工呼吸器の電源を切り、自殺を図った神奈川県母親が、殺人罪で起訴された。この母親は、執行猶予付きの有罪判決を受けたが、今度は夫婦の間で、再び「嘱託殺人事件」が起きてしまう。

息子とともに死にきれなかったことを悔やみ、自殺願望を持ち続けた妻に懇願された夫は、09年10月、請われるまま妻を殺害。夫は今年3月、執行猶予付きの有罪判決を受けた。

また「延命治療にかかる高額な医療費が払えない」という理由での殺人事件も発生している。

昨年7月、借金などを苦にした40歳の男性が自殺を図った。救命医療で一命は取り留めたものの、人工呼吸器が付けられ、いわゆる植物状態のまま延命治療が続けられていた。

自殺未遂の場合、健康保険は適用されない。病院が

リビング・ウィルについてのアンケート

リビング・ウィル提示の有無	提示した	627人	76%
	提示しなかった	202人	24%
リビング・ウィル提示の時期	入院前	204人	33%
	入院中	311人	50%
	終末期	112人	18%
亡くなった理由	がん	287人	35%
	心疾患	120人	14%
	脳血管疾患	61人	7%
	肺炎	117人	14%
	事故	11人	1%
	老衰	60人	7%
	その他	173人	21%
亡くなった場所	病院	583人	70%
	自宅	142人	17%
	ホスピス	36人	4%
	その他	68人	8%
医師の対応	理解された	583人	93%
	理解されなかった	10人	2%
	どちらとも言えない	34人	5%

日本尊厳死協会が2009年度に亡くなった会員の遺族1164人を対象に実施。回答者829人(回答率71.2%)

ら「月末までの治療費は約500万円かかる」と説明を受けた男性の妻は、自分が呼吸器を外すと訴えたが、10日後、一家の将来を案じた男性の実母(67)が、息子の左胸を刺して殺害したのだ。この母親にも今年4月、執行猶予付きの有罪判決が出ている。

松尾さんは語る。「こうした事件は、決して他人事ではありません。わが家も、もし私まで延命治療を受けるような状態に陥ったら、たちまち大変なことになってしまいます」松尾さんが米国で作成したりリビング・ウィルは、日

本では効力がない。そこで巻子さんの事故後、松尾さんは日本尊厳死協会の存在を知り、日本版のリビング・ウィルを登録した。年会費2千円を払って会員になれば、定型文だが「尊厳死の宣言書」(リビング・ウィル)(右の囲み)が本部に保管される仕組みだ。

同協会は76年、「死のありかたを選ぶ権利」を求めて、医師や法律家、学者、政治家などで設立された一般社団法人だ。今年6月現在、12万5千人を超える会員が、自身の尊厳死を求めて登録している。

09年度に死亡した会員の

遺族に、協会がアンケートを行ったところ、医療機関にリビング・ウィルを提示したのは627人、そのうち「医師の理解が得られた」と答えた人は583人(93%)に上ったという(表)。法制化はされていないが、登録することで一定の効果があると言える。

病院により違う「尊厳死」の理解

遺族のアンケートでは、「夫は治療中からリビング・ウィルを提示していたようで、病院はそれを記録しておいてくれました。救急でその病院へ運ばれたときには、病院側から家族に確認してくれました」

「リビング・ウィルは自分のためにも必要であるが、残される家族が判断に迷うことのないためにも必要であり、思いやりであると考えます」こうした感想が寄せられた。

その一方、「医療機関の理

解が得られなかった」という遺族からは、「リビング・ウィルを提示したところ、死なせるつもりですか、と言われました」

「『尊厳死と法律の間には、まだズレがある』という医師の考えにより、延命措置を取られました。実際に目の前で苦しんでいる様子を見ていますと、これでもまだ続けるのかと最後までつらかったです」といったコメントも寄せられた。

実は、妻の介護を続ける松尾さん自身も深刻な健康不安を抱えている。昨年、すい臓腫瘍が発見され、今年1月、すい臓の頭部と十二指腸、胆嚢を全摘出するという大手術を受けたのだ。手術は成功したが、万が一に備え、「尊厳死の宣言書」を親族に渡しておいたという。「そもそも、今の日本には人工呼吸器や胃瘻をつけた患者を受け入れてくれる病院は少なく、延命措置をされた後の患者や家族は大変な思いを強いられています。」

女房の場合も、事故からわずか4カ月後、追い出されるように、最初に運び込まれた大学病院から、人工呼吸器をつけたまま退院せざるを得ませんでした」松尾さんは、重篤な患者を切り捨てる今の医療政策の中で、リビング・ウィルを押し進めたほうが、よほど健全ではないかと言う。「だからといって、私は決して、女房の『生』を否定するわけではありません。ここが大変難しいのですが、女房の場合は不治の病でも終末期でもありません。突然、第三者の不法行為で健康な生活を奪われたのです。それだけに、こうした状況で生きるとは、本人がいちばんつらいと思います。でも私は、私が元気でいる限り、女房のそばにいて守ってやる、その覚悟はできているつもりです」

尊厳死の是非については、議論があるはずだ。ただ、急速な高齢化を迎えている日本でも、法制化を含めた議論を急ぐべきだろう。

松尾夫妻の人生を記した柳原三佳さんの著書『巻子の言霊～愛と命を紡いだ、ある夫婦の物語～』(講談社刊)が発売中です